

議案第58号

訴訟上の和解について

札幌高等裁判所 [REDACTED] 損害賠償請求控訴事件について、別紙のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月18日提出

清水町長 阿 部 一 男

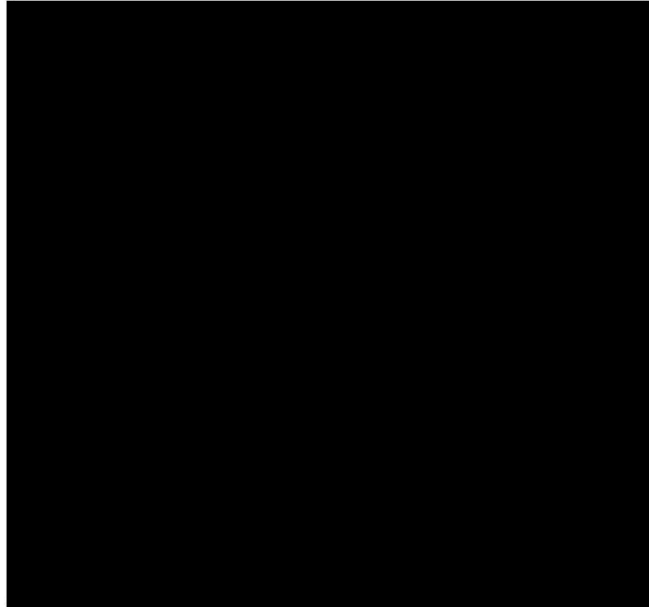
1 当事者 控訴人

控訴人

控訴人

控訴人

被控訴人 清水町



2 事件の概要

本事件は、2年制若しくは3年制の専修学校を卒業した本町職員が、採用された当時の本町初任給規則が準用していた人事院規則の運用基準等に照らすと、基準学歴は短大卒と扱われるべきであるところ、高卒と扱ってなされたそれぞれの初任給決定は違法であり、短大卒と扱われた場合の給与と実際の給与の差額分の損害が生じたとして、本町に対して当該損害の賠償を求めている損害賠償請求の控訴事件である。

令和5年10月6日に釧路地方裁判所帯広支部において原告であった本町職員5名の請求をいずれも棄却する第1審判決が出されたが、11月27日に同判決を不服として第1項当事者記載の控訴人4名が控訴を提起したことにより札幌高等裁判所において控訴審が係属したので、釧路弁護士会所属の弁護士と控訴審に係る委任契約を締結し、同弁護士を訴訟代理人として現在に至るまで訴訟手続を迫行してきた。

3 提案理由

控訴審が係属して以降、複数回に及んで口頭弁論期日等を経てきたが、令和6年5月22日に札幌高等裁判所から職権による和解勧告がなされ、庁内において慎重に検討を重ねた結果、同和解勧告のとおり和解に応じようとするものである。

4 和解内容

- (1)被控訴人は控訴人■■■■■に対し、本件解決金として金70万円の支払う義務があることを認める。
- (2)被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、本和解成立日から1か月以内に、前項の金員を控訴人■■■■■が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (3)被控訴人は控訴人■■■■■に対し、本件解決金として金40万円の支払う義務があることを認める。
- (4)被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、本和解成立日から1か月以内に、前項の金員を控訴人■■■■■が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (5)被控訴人は控訴人■■■■■に対し、本件解決金として金50万円の支払う義務があることを認める。
- (6)被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、本和解成立日から1か月以内に、前項の金員を控訴人■■■■■が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (7)被控訴人は控訴人■■■■■に対し、本件解決金として金20万円の支払う義務があることを認める。

- (8)被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、本和解成立日から1か月以内に、前項の金員を控訴人前道が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (9)控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- (10)控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (11)訴訟費用は、第1審、第2審を通じて、各自の負担とする。